

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成27年2月19日

【会社名】 広島ガス株式会社

【英訳名】 HIROSHIMA GAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 田村 興造

【本店の所在の場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 財務グループマネジャー 小宇羅 直己

【最寄りの連絡場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 財務グループマネジャー 小宇羅 直己

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

一般募集	1,686,582,000円
オーバーアロットメントによる売出し	269,853,120円

(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書の訂正届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成27年2月6日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年2月6日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」において訂正すべき事項が生じたため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、（訂正前）と（訂正後）の記載を比較するため、参照書類としての有価証券報告書等の記載内容からの変更及び追加箇所を示すために付された_____ 罫は表示しておりません。

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年2月16日）までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成27年2月16日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループ(当社及び連結子会社)の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがある。なお、将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものである。

< 中略 >

(11) 訴訟による影響

当社は平成21年3月に判明した連結子会社である広島ガス開発(株)において発生した事件に関連し、計10件（原告11社）の損害賠償請求訴訟の提起を受け、現在、以下のとおり8件の事件について係争中である。なお、提起された10件の訴訟の内、3件の事件については、いずれも当社の主張が認められ、原告の請求をすべて棄却した、当社側全面勝訴の判決が下されている（ただし、1件については、原告が控訴し、現在、控訴審において係争中である）。

当社は、原告の請求に対して裁判上で争う方針であり、その判決により生ずるかもしれない負担金額については連結財務諸表に計上していないため、今後の訴訟の進展によっては、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

（平成26年12月31日現在）

訴訟の提起をした者	訴訟の提起を受けた者	提訴年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)
エムシー中国建機(株)	当社他5名	平成21年6月8日	損害賠償請求事件	151
(株)アイラック	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	803
理研産業(株)	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	404
(株)ナカハラ	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	181
古澤建設工業(株)	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	643
(株)SHOU EI	当社他1社及び10名	平成22年4月21日	損害賠償請求事件	192
入交コーポレーション(株) 及び入交住環境(株)	当社他1社及び10名	平成22年4月30日	損害賠償請求事件	1,152
(株)ヤマサ	当社他2社及び7名	平成23年8月29日	損害賠償請求事件	294
合 計				3,823

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年2月19日）までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年2月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループ(当社及び連結子会社)の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のものがある。なお、将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において判断したものである。

< 中略 >

(11) 訴訟による影響

当社は平成21年3月に判明した連結子会社である広島ガス開発㈱において発生した事件に関連し、計10件（原告11社）の損害賠償請求訴訟の提起を受け、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年2月19日）現在、以下のとおり7件の事件について係争中である。なお、提起された10件の訴訟の内、2件の事件については、いずれも当社の主張が認められ、原告の請求をすべて棄却した、当社側全面勝訴の判決が下されており、1件の事件については、和解が成立している。

当社は、原告の請求に対して裁判上で争う方針であり、その判決により生ずるかもしれない負担金額については連結財務諸表に計上していないため、今後の訴訟の進展によっては、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

（平成27年2月19日現在）

訴訟の提起をした者	訴訟の提起を受けた者	提訴年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)
㈱アイラック	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	803
理研産業㈱	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	404
㈱ナカハラ	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	181
古澤建設工業㈱	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	643
㈱SHOUEI	当社他1社及び10名	平成22年4月21日	損害賠償請求事件	192
入交コーポレーション㈱ 及び入交住環境㈱	当社他1社及び10名	平成22年4月30日	損害賠償請求事件	1,152
㈱ヤマサ	当社他2社及び7名	平成23年8月29日	損害賠償請求事件	294
合 計				3,671